

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり期日前投票所を指定した。

令和4年6月22日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英

指定する期日前投票所 千葉県美浜区役所3階 3-2・3-3会議室